別紙１

平成27年度　税条例等の一部改正概要

〔平成27年4月1日適用〕

１【条例第31条】《法第292条》
均等割の税率に係る規定の改正
　地方税法の改正により、法人の町民税の均等割額の課税標準である資本金等の額に係る定義の改正等に伴う規定の整備

２【条例第48条】《法第321条の８》
法人の町民税の申告納付に係る規定の改正
　法人税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

３【条例第50条】《法第321条の12》
法人の町民税に係る不足税額の納付の手続に係る規定の改正
　法人税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

４【条例第57条】《法第348条第10号の10他》
固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正
　地方税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

５【条例第59条】《法第348条第10号の10他》
固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告に係る規定の改正
　地方税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

６【条例附則第７条の３の２】《法附則第５条の４の２》
個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正
　地方税法の改正により、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成31年度まで２年間延長する規定の整備

７【条例附則第９条、第９条の２】《法附則第７条、第７条の２》
個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例等に係る規定の追加
　地方税法の改正により、ふるさと納税の申告特例、いわゆるワンストップサービスに係る規定の追加

８【条例附則第10条の２】《法附則第15条第18項他》
法附則第15条第２項第１号等、法附則第15条の８の条例で定める割合に係る規定の改正及び追加
　地方税法の改正により、法律で定める上限・下限の範囲内で軽減を定めることが規定［地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）］の適用が改正されたことによる規定の整備
・法附則第15条第30項
　津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分　２分の１

・法附則第15条第31項
　津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産として政令で定められたもの　２分の１
・法附則第15条の８第４項
　高齢者の居住の安定確保に関する法律の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で総務省令で定められたもの　３分の２

９【条例附則第11条】《法附則第17条》
土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定の改正
　地方税法の改正により、固定資産税の課税の特例について、適用期限を平成29年度まで３年間延長する規定の整備

10【条例附則第11条の２】《法附則第17条の２》
平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例に係る規定の改正
　地方税法の改正により、土地の価格の特例について、適用期限を平成29年度まで３年間延長する規定の整備

11【条例附則第12条】《法附則第18条》
宅地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正
　地方税法の改正により、宅地に対して課する固定資産税の特例について、適用期限を平成29年度まで３年間延長する規定の整備

12【条例附則第13条】《法附則第19条》
農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正
　地方税法の改正により、農地に対して課する固定資産税の特例について、適用期限を平成29年度まで３年間延長する規定の整備

13【条例附則第15条】《法附則第31条の３》
特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正
　地方税法の改正により、特別土地保有税の課税の特例について、適用期限を平成29年度まで３年間延長する規定の整備

14【条例附則第16条】《法附則第30条》
軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加
　地方税法の改正により、一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の規定の整備
・グリーン化特例（平成 28 年度１年間限定の軽減）
　対象：平成 27 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）

区　分	標準税率	７５％軽減 ・電気自動車 ・天然ガス自動車	５０％軽減 ・乗用はH32年度燃費基準＋20％達成 ・貨物はH27年度燃費基準＋35％達成	２５％軽減 ・乗用はH32年度燃費基準達成 ・貨物はH27年度燃費基準＋15％達成
３輪	3,900	1,000	2,000	3,000
４輪　乗用営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
乗用自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
貨物営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
貨物自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

15【H26改正条例附則第６条】《H26改正法附則第15条》

軽自動車税の税率の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、条例附則第16条に、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の規定の整備されたことによる条文の整備

〔平成28年１月１日適用〕

１【条例第33条】《法第313条》

所得割の課税標準に係る規定の改正

地方税法の改正により、改正所得税法で所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないこととする規定の整備

２【条例第36条の３の３】《法第317条の３の３》

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定の改正

所得税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

〔平成28年４月１日適用〕

１【条例第23条】《法第294条》

町民税の納税義務者等に係る規定の改正

地方税法の改正により、法人町民税における恒久的施設の規定が地方税法に規定されたことによる適用条文の整備

２【条例附則第４条】

納期限の延長に係る延滞金の特例に係る規定の改正

法人税法の改正により、適用条文の項ずれによる条文の整備

３【条例附則第16条の２】《法附則第30条の２》

たばこ税の税率の特例に係る規定の削除

地方税法の改正により、旧３級品に係る特例税率廃止よる規定の削除

〔特例税率〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（税率：円／1,000本）

実施時期	町たばこ税	道たばこ税	国たばこ税
現　　行	2,495	411	2,906
平成28年４月１日	2,925	481	3,406
平成29年４月１日	3,355	551	3,906
平成30年４月１日	4,000	656	4,656
平成31年４月１日	5,262	860	6,122

(参考)一般品の税率	5,262	860	6,122

〔番号法の施行の日適用〕

※番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

１**【条例第２条】《法第１条》**

用語に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、法人番号に係る規定の整備

２**【条例第36条の２】《法第317条の２》**

町民税の申告に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、法人番号に係る規定の整備

３**【条例第51条】《法第323条》**

町民税の減免に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

４**【条例第63条の２】**

施行規則第15条の３第2項の規定による補正の方法の申出に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

５**【条例第63条の３】**

法第352条の２第5項及び第6項の規定による固定資産税のあん分の申出に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

６**【条例第71条】《法第367条》**

固定資産税の減免に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

７**【条例第74条】**

住宅用地の申告に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

８**【条例第74条の２】**

被災住宅用地の申告に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

９【条例第89条】《法第454条》

軽自動車税の減免に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

10【条例第90条】《法第454条》

身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

11【条例第139条の３】《法第605条の２》

特別土地保有税の減免に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

12【条例第149条】

入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備

13【条例附則第10条の３】

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正

番号法の一部施行に伴う、個人番号又は法人番号に係る規定の整備